

堺市公報 第161号	令和3年3月12日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定避難所（福祉避難所）の指定について 【危機管理室防災課】	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称	

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 16

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 17

○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部改正について

【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】 18

○道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】 19

<公告>

○計量法に基づく指定期検査機関の指定について

【市民人権局市民生活部消費生活センター】 21

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】 21

○堺市立日高少年自然の家の休館日について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】 22

○大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定に基づく公告

【産業振興局商工労働部商業流通課】 23

○建築基準法第48条第17項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】 36

○建築基準法第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取の開催における公
告

【建築都市局開発調整部建築安全課】 36

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 37

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】	37
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	38
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	38
<上下水道局管理規程>	
○堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局下水道施設部三宝水再生センター】	39
<東区選挙管理委員会告示>	
○堺市東区選挙管理委員会委員の補欠について	
【東区選挙管理委員会事務局】	40
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	40

告 示

堺市告示第74号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり各施設を指定避難所（福祉避難所）として指定したので、同法第49条の4第3項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

【指定】

1 特別養護老人ホーム アリオン	福祉避難所
2 ハピネス金岡 特別養護老人ホーム	福祉避難所
3 ハピネス陵南 グループホーム	福祉避難所
4 特別養護老人ホーム 槇塚荘	福祉避難所
5 特別養護老人ホーム ふれ愛の家	福祉避難所

6	ケアハウス プレス南花田	福祉避難所
7	地域密着型特別養護老人ホーム プレス南花田	福祉避難所
8	あいする久世 グループホーム	福祉避難所
9	特別養護老人ホーム ハートピア泉北	福祉避難所
10	特別養護老人ホーム ハートピア堺	福祉避難所
11	特別養護老人ホーム 年輪	福祉避難所
12	特別養護老人ホーム やすらぎの園	福祉避難所
13	特別養護老人ホーム ベルファミリア	福祉避難所
14	特別養護老人ホーム ベルライブ	福祉避難所
15	特別養護老人ホーム ベルアルプ	福祉避難所

[合計15か所]

堺市告示第75号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和伸工業株式会社

代表取締役社長 吉井 裕司

堺市美原区多治井841番地

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

和伸工業株式会社

堺市美原区多治井841番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 62号ホ 廃ガス洗浄施設 1基

同表 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日及び種類

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年3月12日から同年4月2日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	62号ホ 廃ガス洗浄施設 1基		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 2基	
	能力	洗浄液 50L/分 循環タンク 350L	ダイス洗浄枚数 60枚/日	
工事着手予定年月日	許可後すぐ	許可後すぐ	許可後すぐ	
工事完成予定年月日	工事着手後すぐ	工事着手後すぐ	工事着手後すぐ	
使用開始予定年月日	完成後すぐ	完成後すぐ	完成後すぐ	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時から16時まで 2時間	8時から16時まで 2時間	8時から16時まで 1時間	
使用時間の季節的変動	なし	なし	なし	
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常の値及び 最大の値	区分	単位	通常	最大
	水素イオン濃度	-		
	生物化学的酸素要求量	mg/l		
	化学的酸素要求量	mg/l		
	浮遊物質量	mg/l		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l		
	窒素含有量	mg/l		
	燐含有量	mg/l		
	大腸菌群数	個/cm ³		
	フェノール類	mg/l		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	0 ※	0.35 ※
			0 ※	5 ※

※ 汚水は全量産業廃棄物として処分

別表2

使用開始年月日	昭和49年3月9日	昭和53年4月1日									
種類	自然浮上式	固定床式接触酸化生物処理装置									
構造	鉄筋コンクリート製	ばっ気槽:SUS304									
能力	70m ³ /日	30 m ³ /日									
汚水等の処理の方法	浮上油分離、吸着マット	浮上油分離、スクリーン、ばっ気									
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	1時間未満、12時間/日									
使用時間の季節的変動	なし	なし									
使用時における 当該汚水等の処 理施設による処 理前及び処理後 の汚水等の汚染 状態の通常の値 及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大					
	水素イオン濃度	-	7.5	7.5	8	8	6.5	6.5	8.5		
	生物化学的酸素要求量	mg/l	1.5	1.5	5	5	200	5	400	10	
	化学的酸素要求量	mg/l	4	4	4	15	15	50	100	15	
	浮遊物質	mg/l	4	4	4	7	7	60	19	120	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	1未満	1未満	2	2	25	1未満	50	1	
	窒素含有量	mg/l	4	4	10	10	-	1.2	-	1.8	
	燐含有量	mg/l	0.08	0.08	2	2	-	0.2	-	0.5	
	大腸菌群数	個/cm ³	-	-	-	-	-	1,200	-	2,000	
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	119	141	25	30					

別表3

排水口名 項目	No.1		No.2	
	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度	7.5	8	7.5	8.5
生物化学的酸素要求量	1.5	5	5	10
化学的酸素要求量	4	15	10	15
浮遊物質	4	7	19	25
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1未満	2	1未満	1
窒素含有量	4	10	1.2	1.8
リン含有量	0.08	2	0.2	0.5
大腸菌群数	-	-	1,200	2,000
テトラクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	-	-
排出水の量	119	141	25	30

堺市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
うえのデンタルクリニック	堺市南区庭代台3-1-9	令和3年1月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
岩本薬局	堺市中区深井北町14	令和3年1月1日

堺市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
堺下肢静脈瘤クリニック東京中央美容外科	堺市堺区中瓦町2-3-29 5階	令和3年1月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
サツキ薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1	令和2年9月15日
岩本薬局	堺市中区深井北町14	令和2年12月30日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
エクレシア訪問看護ステーション	堺市北区東浅香山町1-19-9 K&Sビル2F	令和3年1月31日
訪問看護ステーション朋友	堺市西区神野町2-14-1	令和3年2月28日
あいあい訪問看護ステーション	堺市南区豊田1219-1	平成30年3月31日
訪問看護ステーションアイリス	堺市東区菩提町3-9-1	令和3年1月31日

堺市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項において

その例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
ポプリ薬局	さくら薬局堺東駅前店	堺市堺区南三国ヶ丘町1-1-29 清水ビル1階	令和3年2月1日
ネオ薬局	さくら薬局堺榎元町店	堺市堺区榎元町1-5-12 ドエルヒロ101号	令和3年2月1日
スマイル薬局大社前店	さくら薬局堺大鳥大社前店	堺市西区鳳中町2-31 グリーンオオトリ	令和3年2月1日

堺市告示第79号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
----	---------	---------	-------

ハートフルサンク 訪問看護ステーション	堺市南区桃山台3-1-3	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル 桃山1F	令和3年1月1日
------------------------	--------------	----------------------------	----------

堺市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養管理指導	サツキ薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1	令和2年9月15日
居宅療養管理指導	サツキ薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1	令和2年9月15日

堺市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の

3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防居宅療養管理指導	ネオ薬局	さくら薬局堺榎元町店	堺市堺区榎元町1-5-12 ドエルヒロ101号	令和3年2月1日
居宅療養管理指導	ネオ薬局	さくら薬局堺榎元町店	堺市堺区榎元町1-5-12 ドエルヒロ101号	令和3年2月1日
介護予防居宅療養管理指導	ポプリ薬局	さくら薬局堺東駅前店	堺市堺区南三国ヶ丘町1-1-29 清水ビル1階	令和3年2月1日
居宅療養管理指導	ポプリ薬局	さくら薬局堺東駅前店	堺市堺区南三国ヶ丘町1-1-29 清水ビル1階	令和3年2月1日
介護予防居宅療養管理指導	スマイル薬局大社前店	さくら薬局堺大鳥大社前店	堺市西区鳳中町2-31 グリーンオオトリ	令和3年2月1日
居宅療養管理指導	スマイル薬局大社前店	さくら薬局堺大鳥大社前店	堺市西区鳳中町2-31 グリーンオオトリ	令和3年2月1日

堺市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護	ハートフルサンク訪問看護ステーション	堺市南区桃山台 3-1-3	堺市南区桃山台 2-3-4 ツインビル桃山1F	令和3年1月1日
介護予防訪問看護	ハートフルサンク訪問看護ステーション	堺市南区桃山台 3-1-3	堺市南区桃山台 2-3-4 ツインビル桃山1F	令和3年1月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションふくふく	堺市中区東八田 336	堺市中区東八田 424-7	令和3年1月1日
訪問介護	ヘルパーステーションふくふく	堺市中区東八田 336	堺市中区東八田 424-7	令和3年1月1日
居宅介護支援	nagomi堺鳳ヶアプランセンター	堺市西区鳳東町 3-250	堺市西区鳳東町 2-198	令和2年11月1日
介護予防訪問サービス	ゆず介護サービス	堺市西区浜寺石津町西3-4-4 石津川駅前ビル201号	堺市西区浜寺石津町中4-16-4	令和元年12月20日
訪問介護	ゆず介護サービス	堺市西区浜寺石津町西3-4-4 石津川駅前ビル201号	堺市西区浜寺石津町中4-16-4	令和元年12月20日
介護予防通所サービス	リハビリデイサービスnagomi堺鳳店	堺市西区鳳西町 3-12-5	堺市西区鳳東町 3-250	令和3年1月1日

地域密着型通所 介護	リハビリデイサ ービスn a g o m i 堺鳳店	堺市西区鳳西町 3-12-5	堺市西区鳳東町 3-250	令和3年1月 1日
---------------	----------------------------------	-------------------	------------------	--------------

堺市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
秋田 武弘	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日
坂田 由加	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日
蛇草 真史	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日
河野 広明	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日
山岡 宏晃	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日

福田 誠大	三国ヶ丘マッサージ 治療院堺北	堺市北区東浅香山町1 -1-1 清鳳マンシ ョン6号室	令和3年2月1日
大原 健正	大原 健正（出張専 門）	堺市北区新金岡町5- 7-130 メープルコ ートⅡ106号	令和3年1月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
大原 健正	大原 健正（出張専 門）	堺市北区新金岡町5- 7-130 メープルコ ートⅡ106号	令和3年1月1日
松本 博亮	松本訪問はりきゅう 院	堺市堺区宿屋町西3- 1-20-702	令和3年1月1日
大倉 善貴	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1- 1-7 A201号室	令和3年2月1日
寺島 宏和	寺島鍼灸院	堺市西区上野芝町3- 4-20	令和3年1月1日
桐山 宏樹	桐山鍼灸院	堺市南区原山台5-21 -7 シヤーマズンパ ル101号	令和3年2月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
寺島 宏和	寺島整骨院	堺市西区上野芝町3- 4-20	令和3年1月1日

堺市告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のと

おり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
秋田 武弘	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
兼元 理行	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
赤松 進	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
坂田 由加	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
福田 誠大	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
山岡 宏晃	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
河野 広明	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日
蛇草 真史	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和3年1月31日

堺市告示第85号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

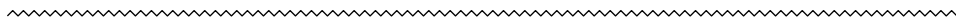
令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表中

登美丘南校区地域会館	堺市東区草尾684—1	を に
登美丘南校区地域会館	堺市東区草尾684—1	
白鷺校区老人集会室	堺市東区白鷺町2丁342—5	

改め、同表高尾（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削る。



堺市告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪臨海線（現）	堺区松屋町2丁61番5地先	旧	45.90	25.20	H0029
			46.70		
	堺区松屋町2丁60番地先	新	36.20	25.20	
			36.20		

公 告

堺市公告第166号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

指 定 日	指 定 し た 機 関	対 象 業 務
令和3年2月18日	大阪府大東市新田本町11番37号 一般社団法人 大阪府計量協会	定期検査の業務の全部

堺市公告第167号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る庁内LAN端末等機器賃貸借（レンタル）に関する契約 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局健康部保健所感染症対策課

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年1月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 川西 洋一
大阪府中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 随意契約に係る契約金額
¥32,678,338－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

~~~~~

堺市公告第168号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第17条第1項第2号の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 休館日
  - (1) 令和3年5月6日（木）及び5月7日（金）
  - (2) 令和3年10月18日（月）、10月25日（月）、11月1日（月）、11月8日（月）、11月15日（月）、11月22日（月）及び11月29日（月）
  - (3) 令和3年12月1日（水）から令和4年2月28日（月）までの日

(4) 令和4年3月7日(月)、3月14日(月)及び3月22日(火)

(5) 次の場合は、特例により休館日を設ける。

- ① 施設、設備、器具及び備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
- ② 地震、台風、感染症等の発生により、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
- ③ 堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられた場合

## 2 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

---

### 堺市公告第169号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する説明会を大規模小売店舗を設置している者において開催することができないため、大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号)第13条第2項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

バスピア堺インター

大規模小売店舗立地法届出要約書

令和 3年 3月 16日

株式会社ハヤブサ



## 店舗の概要

口本計画は「ハスピア堺インター」の営業時間等を変更するものです。

### 1. 敷地の概要

- (1) 敷地面積：20,586㎡
- (2) 用途地域：市街化調整区域

### 2. 設置者の概要

名 称：株式会社ハヤブサ  
 代 表 者：代表取締役 徳山 明  
 住 所：八尾市上尾町四丁目1番11号

### 3. 施設の概要

- (1) 建築面積：11,994㎡
- (2) 延べ床面積：22,235㎡
- (3) 規 模：地上2階建て
- (4) 構 造：鉄骨造



### 届出事項の概要

□「大規模小売店舗立地法」に基づく届出事項の概要を記します。

#### 1. 小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称    ハスピア堺インター
- (2) 所 在 地    堺市西区太平寺711番地1-1 他

#### 2. 変更しようとする事項

##### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者                     | 開店時刻   | 閉店時刻   | 備考 |
|--------------------------|--------|--------|----|
| ダイキ株式会社                  | 9時00分  | 22時00分 |    |
| 株式会社チヨダ                  | 10時00分 | 22時00分 |    |
| 株式会社<br>スーパーサンエー         | 9時00分  | 22時00分 |    |
| 日本マクドナルド<br>ホールディングス株式会社 | 10時00分 | 22時00分 |    |
| 株式会社エディオン                | 10時00分 | 23時00分 |    |
| 株式会社大創産業                 | 10時00分 | 22時00分 |    |
| 株式会社ヒマラヤ                 | 10時00分 | 22時00分 |    |
| 株式会社ライトオン                | 10時00分 | 22時00分 |    |

(変更後)

| 小売業者                     | 開店時刻   | 閉店時刻   | 備考   |
|--------------------------|--------|--------|------|
| コーナン商事株式会社(予定)           | 6時00分  | 22時00分 |      |
| 株式会社ニトリ(予定)              | 10時00分 | 22時00分 | 変更なし |
| 株式会社ライフ<br>コーポレーション(予定)  | 7時00分  | 23時00分 |      |
| 日本マクドナルド<br>ホールディングス株式会社 | 10時00分 | 22時00分 | 変更なし |
| 株式会社エディオン                | 10時00分 | 23時00分 | 変更なし |
| 株式会社大創産業                 | 10時00分 | 22時00分 | 変更なし |
| 株式会社ヒマラヤ                 | 10時00分 | 22時00分 | 変更なし |
| 株式会社ライトオン                | 10時00分 | 22時00分 | 変更なし |

##### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 変更前                                          | 変更後                                                    |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| (駐車場①、②) 8時30分～23時30分<br>(駐車場③) 8時30分～20時30分 | (駐車場①、②) 5時30分～23時30分<br>(駐車場③) 8時30分～20時30分<br>(変更なし) |

## (3) 変更する年月日

令和 3年 2月 10日

## (4) 変更する理由

来客の利便性向上のため

## 3. 小売業者

| 小売業を行う者の氏名又は名称                           | 住所                          |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| コーナン商事株式会社（予定）<br>代表取締役 疋田 直太郎           | 堺市西区鳳東町四丁401番地1             |
| 株式会社ニトリ（予定）<br>代表取締役 武田 政則               | 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号          |
| 株式会社ライフコーポレーション（予定）<br>代表取締役 岩崎 高治       | 東京都中央区日本橋本町三丁目6番3号          |
| 日本マクドナルドホールディングス株式会社<br>代表取締役 サラ・エル・カサノバ | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号            |
| 株式会社エディオン<br>代表取締役 久保 允誉                 | 大阪市北区堂島一丁目5番17号<br>堂島グランドビル |
| 株式会社大創産業<br>代表取締役 矢野 博文                  | 東広島市西条吉行東一丁目4番14号           |
| 株式会社ヒマラヤ<br>代表取締役 小森 裕作                  | 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号             |
| 株式会社ライトオン<br>代表取締役 横内 達治                 | 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1            |

## 4. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

17,441㎡

## 5. その他の事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の収容台数： 562台 別途 共用従業員用25台、  
従業員・業務用駐車場35台
- ② 駐輪場の収容台数： 213台 別途 従業員用20台
- ③ 荷さばき施設の面積： 448㎡
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量： 43.28m<sup>3</sup>

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 駐車場の自動車の出入口の数： 出入口 4箇所
- ② 荷さばきを行うことが出来る時間帯： 6時00分～21時00分まで

## 騒音に関する事項

### 1. 予測結果

□小売店舗に関わる発生騒音の予測値等は、以下の通りです。店舗に最も近い住居位置付近の予測騒音値は計画地域に関する環境基準を下回っております。

(1) 遮音壁の設置 有 高さ4.5m

(2) 小売店舗部分に関わる室外機等の稼働時間帯 6時00分～23時00分(一部24時間)

(3) 総合的な騒音の予測結果

| 予測地点 | 用途地域    | 予測結果(dB) |    | 環境基準(dB) |    |
|------|---------|----------|----|----------|----|
|      |         | 昼間       | 夜間 | 昼間       | 夜間 |
| A    | 市街化調整区域 | 44       | 38 | 55       | 45 |
| B    |         | 48       | 36 |          |    |
| C    |         | 53       | 29 |          |    |
| D    | 準工業地域   | 38       | 31 | 60       | 50 |

※ 昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時の時間帯を示す。

(4) 夜間(21時～6時)に発生する騒音ごとの予測結果

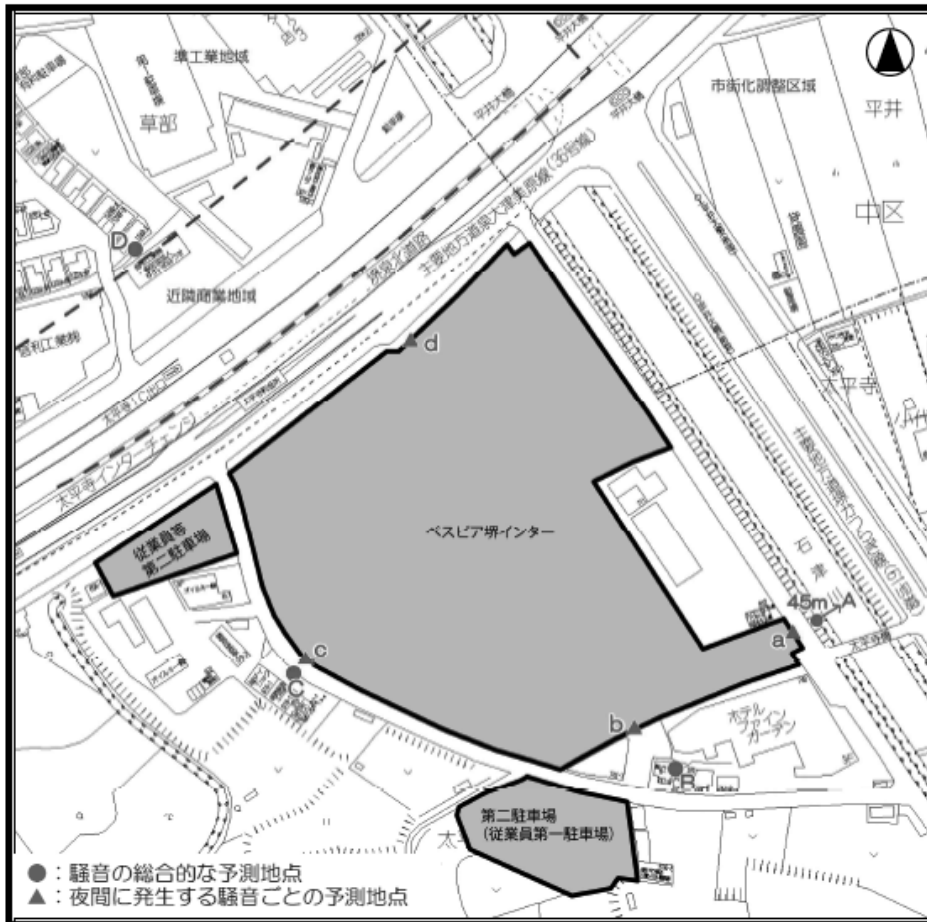
敷地境界では地点a、dでは基準値を超えていますが、最も近い住居の位置では基準値を満足しています。

(敷地境界線での予測)

| 予測地点 | 用途地域    | 予測結果(dB) | 規制基準(dB) |
|------|---------|----------|----------|
| a    | 市街化調整区域 | 63       | 45       |
| b    |         | 43       |          |
| c    |         | 37       |          |
| d    |         | 64       |          |

(住居位置での予測)

| 予測地点 | 用途地域    | 予測結果(dB) | 規制基準(dB) |
|------|---------|----------|----------|
| A    | 市街化調整区域 | 40       | 45       |
| D    | 準工業地域   | 38       | 55       |



【騒音対策】

- 低騒音機器を出来るだけ使用します。
- 機器の定期的な点検を実施します。
- 荷さばき施設は住居から離れた位置に配置しています。
- 荷さばき施設の十分なスペースの確保や、車両の計画的な搬入により効率化を図り、荷さばき時間の短縮を行っています。
- 車両の計画的な搬入の厳守や、看板による荷さばき作業時におけるアイドリング禁止の徹底、作業員へのドアの開け閉めや荷下ろし時における騒音防止意識の徹底を図っています。
- 21時以降には駐車場②の一部及び駐車場③の利用制限を行っています。また営業時間終了後は駐車場出入口をチェーンで施錠しています。営業時は看板によりアイドリング禁止を呼びかけています。
- 営業時間終了後は駐輪場の出入口をチェーンにより閉鎖しています。

【地域貢献等に関する事項】

地域貢献活動（計画）書

堺市長 殿

（建物設置者又は小売業者）

|       |                  |
|-------|------------------|
| 店 舗 名 | ヘスピア堺インター        |
| 店舗所在地 | 堺市西区太平寺711番地1-1他 |

記

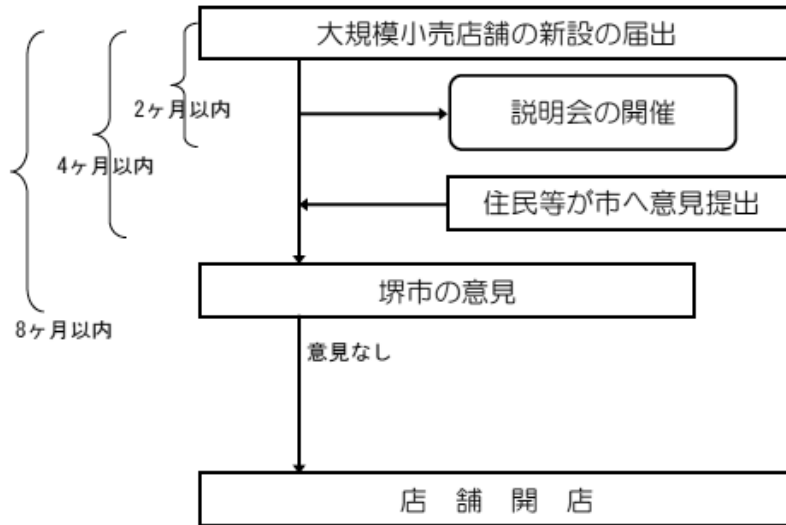
【地域貢献に対する方針】

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>企業は地域社会に貢献し、愛され信頼されてこそ成り立つものと考えております。今後、人口減少・高齢化時代を迎えるにあたり、当社は皆様の快適で豊かな環境づくりをととして社会に貢献します。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

【地域貢献活動項目】

| 地域貢献項目                              | 具体的な取組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 地域経済活動団体等の活動への参加・協力及び連携促進に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所に加入し各種活動をします。</li> <li>・商店連合会との協調体制をとります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (2) 地域経済循環の促進への協力に関すること             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民の雇用促進を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (3) 地域活性化やまちづくりへの寄与に関すること           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報誌やイベントポスターを店頭に掲示します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) 地域防犯・防災対策への協力・支援に関すること          | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域防犯活動への協力・支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定商業施設における適正な事業活動に関する指針」に沿った適正な営業活動を行います。</li> </ul> </li> <li>②地域防災対策への支援・協力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市と「災害時における物資供給等の協力に関する協定」を締結しています。</li> </ul> </li> <li>③青少年非行防止対策・青少年育成の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間外の駐車場施設、機械警備などにより青少年の溜まり場防止に努めます。</li> </ul> </li> </ul> |
| (5) 地域環境との共生の活動促進に関すること             | <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境保全活動への協力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗周辺の清掃を行います。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (6) 店舗撤退時の対策に関すること                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗撤退時の早期情報開示を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

大店立地法の手続きの流れ



届出等の縦覧場所

堺市 産業振興局 商工労働部 商業流通課（高層館7階）  
住所：590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

西区役所 企画総務課 市政情報コーナー  
住所：593-8324 堺市西区鳳東町6丁600

縦覧及び意見提出期間

令和3年6月14日（月）まで

意見提出方法及び提出先

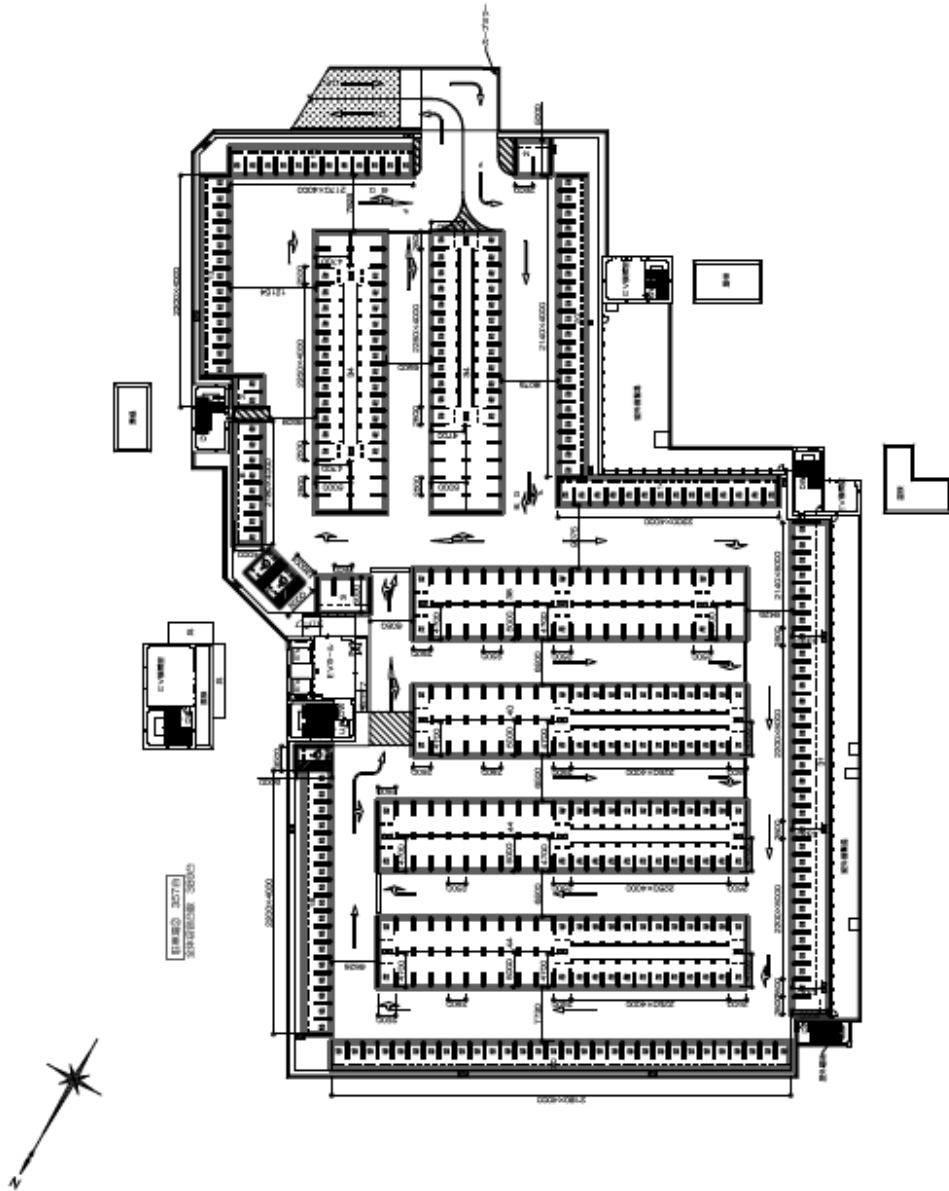
縦覧期間以内に意見書を作成し、郵便又は持参のいずれかの方法により提出してください。なお、意見書様式については、縦覧場所で作意していますが、市ホームページからもダウンロードして利用していただけます。

堺市 産業振興局 商工労働部 商業流通課（高層館7階）  
住所：590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

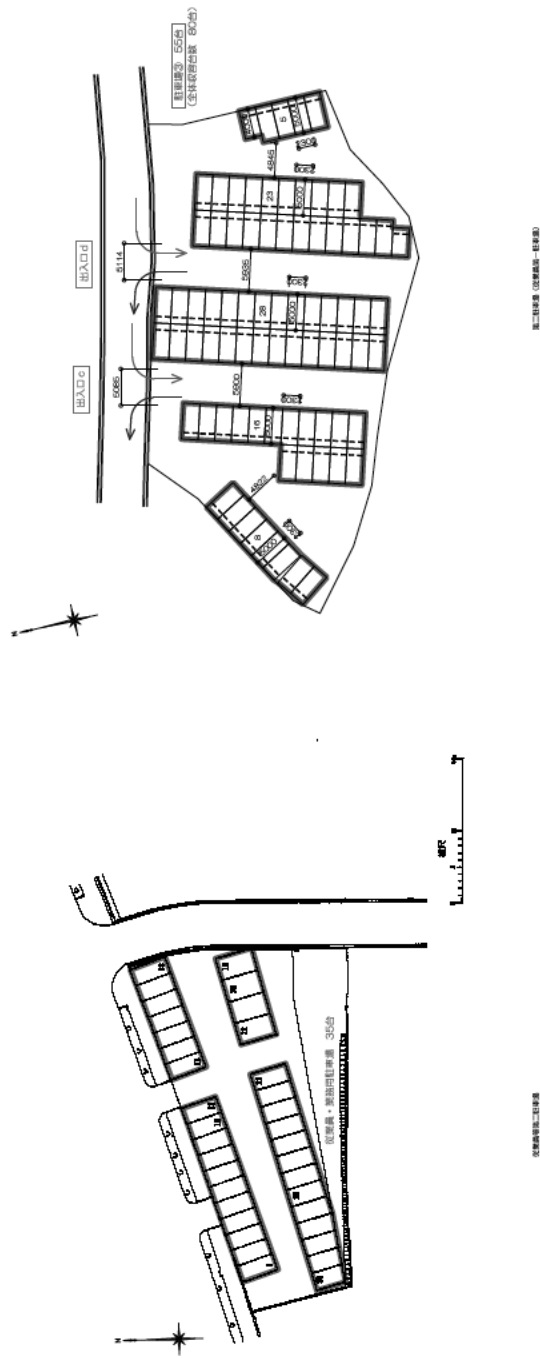








ハスピア駅インター  
付図3 PH1階・PH2階平面図 S=1/800



バスピア換イーター  
付図4 隔地駐車場平面図 S=1/800

堺市公告第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

|        |                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日時   | 令和3年3月21日（日曜日） 午後1時30分から                                                                                                                        |
| 2 場所   | 堺市西区浜寺昭和町2丁177-5<br>浜寺昭和校区地域会館                                                                                                                  |
| 3 申請内容 | 建築基準法第48条第1項ただし書の規定による建築許可について                                                                                                                  |
| 4 建築概要 | (1) 建築主 堺市長 永藤 英機<br>(2) 位置 堺市西区浜寺昭和町3丁325番1の一部、325番4<br>(3) 用途 自転車等駐車場管理事務所<br>(4) 工事種別 新築<br>(5) 構造 鉄骨造<br>(6) 建築面積 20.44㎡<br>(7) 延べ面積 20.44㎡ |

堺市公告第171号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永藤英機

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 日 時    | 令和3年3月22日（月曜日） 午前11時から        |
| 2 場 所    | 新檜尾台地域会館<br>堺市南区新檜尾台3丁6-25    |
| 3 申請内容   | 建築基準法第70条第1項の規定による建築協定の認可について |
| 4 建築協定名称 | 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定              |

## 堺市公告第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市美原区菅生107番3

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区日置荘田中町174番地6 コータ・コートⅡ-203号

高岡 貴史

大阪府堺市東区日置荘田中町174番地6 コータ・コートⅡ-203号

高岡 有里沙

## 堺市公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区草部1699番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区草部1699番地  
株式会社近畿自販  
代表取締役 細田 教介

~~~~~

堺市公告第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区浜寺元町三丁242番1から242番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市西区堀上緑町二丁2番15-102号
株式会社リレーション
代表取締役 永瀬 一真

~~~~~

堺市公告第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規

定により、次のとおり公告する。

令和3年3月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 種 類                     | 指定年月日         | 承認番号         | 事 業 区 間                   |                          | 幅 員<br>(m)   | 延 長<br>(m) |
|-------------------------|---------------|--------------|---------------------------|--------------------------|--------------|------------|
|                         |               |              | 起 点                       | 終 点                      |              |            |
| 建築基準法<br>第42条第1<br>項第4号 | 令和3年2<br>月25日 | 堺宅地第V<br>-1号 | 堺市西区神野<br>町一丁854番54<br>地先 | 堺市西区神野<br>町一丁859番6<br>地先 | 6.8～<br>11.9 | 67         |

## 上下水道局管理規程

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月12日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第4号

### 堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

堺市下水道条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第8号から様式第8号の5までの規定中注書を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用する

ことができる。

## 東区選挙管理委員会告示

### 堺市東区選挙管理委員会告示第1号

堺市東区選挙管理委員会の委員に異動があったため、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月12日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長代理 大橋 廣正

| 氏名（敬称略） | 住所           | 異動の内容        | 備考                      |
|---------|--------------|--------------|-------------------------|
| 木村 光伺   | 堺市東区南野田371-8 | 退職（令和3年3月1日） | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第185条 |
| 井上 智雄   | 堺市東区西野121-1  | 補欠（令和3年3月2日） | 地方自治法第182条第3項           |

## 監査委員公表

### 堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月12日



堺市監査委員 西 川 良 平  
同 三 宅 達 也  
同 藤 坂 正 則  
同 播 磨 政 明

行 経 第 1494 号  
令和3年2月19日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年12月23日付け監査委員報告第23号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

| 監査の種類                                                                                                               | 定期監査(工事監査)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 監査実施期間                                                                                                              | 令和2年9月28日～令和2年12月23日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                          |
| 措置を講じた部局等                                                                                                           | 建築都市局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                          |
| 指摘事項等                                                                                                               | 措置内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所管部課                                     |
| <p>6 大浜公園相撲場屋根防水改修工事</p> <p>本工事の屋根の塗膜防水改修面積に数量誤りがあり、その検収が適切に行われていなかった。</p> <p>このような数量の誤りを発見できなかったことについて、検証されたい。</p> | <p>本工事は、建築課がスポーツ施設課から工事の設計及び施行依頼を受け、設計業者、建設業者、工事監理業者の指導監督を行ったものです。</p> <p>しかし、建築課は、当初設計受注者が算出した塗膜防水改修面積の数量の誤りを発見することができず、工事期間中も建築課、スポーツ施設課で数量の誤りを発見することができませんでした。</p> <p>今後、数量の誤りの防止とその誤りに気付く機会を増やすため、建築課は、設計時に数量の算出過程や建築・延べ面積との比較による確認を行い、設計受注者に対して、この内容を指導します。なお、本工事の設計受注者に対しては、この内容を指導しました。</p> <p>また、工事発注時に予算担当課と工事施行等起案事務チェックシートにおいて工事概要の確認、工事期間中に設計数量と最終数量の比較による確認を行い、工事受注者、工事監理受注者に対して、この内容を指導します。</p> <p>スポーツ施設課も設計及び工事内容の把握を行います。</p> | <p>建築部<br/>建築課<br/>スポーツ部<br/>スポーツ施設課</p> |